平成２３年（フ）第１７０４号
東京都練馬区貫井１丁目46―４―201
債務者　佐藤　安子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３９号
東京都世田谷区岡本１丁目27―21―206
債務者　倉持　優子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５５５号
東京都足立区六月２丁目27―４―304
債務者　馬上　美里（旧姓高草木・山田）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８１号
東京都葛飾区西亀有３丁目27―１―201
債務者　白畑　美香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４号
青森県上北郡野辺地町字野辺地362番地１
かわばたアパート１号
債務者　中谷はつよ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
東京都八王子市中野山王１丁目４番６号第２サンライズコーポ103号
債務者　小林　延光
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０９号
東京都羽村市神明台３丁目23番地２都営神明台３丁目アパート１―106
債務者　山崎　泰三
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
静岡県掛川市家代の里１丁目１番地の10、前住所静岡県掛川市掛川453番地
債務者　榛葉　和子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
愛知県豊田市逢妻町２丁目39番地
債務者　美容室Ｐｅｐｐｅｒｍｉｎｔこと　中野ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
岡山県津山市院庄1271番地16
債務者　小島　佑貴
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４０号
岡山県美作市田原439番３地
債務者　長瀬　敏子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３８１２号
神奈川県相模原市南区南台１丁目４―27
債務者　佐藤　静香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８１３号
神奈川県横浜市港北区菊名１丁目17―６―206
債務者　佐藤　美佳（旧姓門馬）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８１４号
東京都多摩市乞田780―203
債務者　竹花しのぶ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８０号
愛知県岡崎市稲熊町字山神戸40番地６　いし川荘103
債務者　本多　昭一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係